

## **【事案Ⅲ－２】自然災害共済金請求**

・平成 27 年 7 月 31 日 和解成立

### **<事案の概要>**

台風により自宅建物の屋根等に損傷が発生したため、業者から取得した見積書にもとづき 4,146,000 円の自然災害共済金を請求したところ、被申立人は屋根の損害は経年劣化によるものであり、台風を原因とした災害ではない、と判断し、623,225 円しか支払わないことを不服として申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 8 月の台風により強風、横雨により自宅の屋根の一部が損傷し、損傷した瓦から漏水した。また、雨樋については強風により損傷した。自然災害共済金として業者から取得した見積書の合計 400 万円により共済金を請求したが、被申立人は、屋根の損害は経年劣化による損傷を放置したために被害が拡大したものであるとし、62 万円しか支払わないとされた。被申立人の判断は不服である。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被申立人は自然災害による建物の損傷を一部容認し、申立人に対し 62 万円の共済金を支払済みである。申立人は当金額を受領することを共済金支払確認承認書で了承しているため、それ以上の共済金支払が発生しない。
- (2) 本件火災共済事業規約・約款では、本件申立の風災における支払事由の要件として、共済の対象が雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災の事故によって直接破損したために生じた場合に限ると規定している。よって既に支払済の損害以外の申立請求その余は否認する。
- (3) 申立人立会いのもと鑑定会社による現場確認により損傷状況を認定した。鑑定の結果、老朽化および腐食も進行しており、また以前からの雨漏りもあり損傷状況が古いため、風災による影響とは認定できない経年劣化等による損傷と本件事故との因果関係のない部分を認定外とし、風災による影響と否定できない部分を容認した。
- (4) 本件共済契約の事業規約・約款には、損害防止義務として共済金支払対象に災害が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければならない旨を、契約者に義務として課している。申立人からの業者修理見積り費用は、当該建物の以前からの損害の拡大と、経年劣化による修理内容が多く含まれているため、多額の費用が見積もられる状況となっていることから否認する。

### **<裁定の概要>**

審議会では、申立人、被申立人双方から提出された証拠書類に基づき第三者機関に書面鑑定依頼を行った。その鑑定結果によれば、申立人が自然災害による損害ではないと否認したもののうち一部容認すべき損傷個所があったことから、当事者双方に和解案を提示をしたところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。